

# 2015年を展望する

## 救護施設

# 地域社会で役割果たす

戦前から生活に困窮する人を保護してきた。地域移行と施設利用の循環が起こりにくい状況になっている。

救護施設は今、転換期を迎えている。これまでも制度の狭間に置かれた幅広い福祉ニーズを持つ人々を受け入れてきた。「福祉施設から地域生活へ」という流れの中で、入所者の退所後の支援等もより求められている。

ただ、全国に1888施設ある救護施設には、すぐに地域生活への移行ができない人が少なくない。行政から措置された1万7000人の入所者のうち、約半数に精神障害があるのが現実だ。また地方では、入所者の高齢化が進み、

救護施設は、個別支援計画に基づき、一人ひとりの生活をサポートしている。さまざまな障害を抱える多くの入所者にとって、1人で食事や金銭、服薬など自己管理を行うことが困難な場合も多い。支援もなく地域へ放り出されれば、劣悪な貧困ビジネスの被害に遭うこともあるだろう。厚労省によると、無料低額宿泊所や保護受給者が住む無届け施設を約2万7000人が利用している。法人格のない事業者もおり、実態は不透明だ。中に

は、サービスマネジメントの名目で利用者が受け取る保護費の大半を搾取するケースもあるという。貧困ビジネスを運営する事業者がどれだけ

利用者を地域で自立させているのか。私たち救護施設の専門職がかわること、地域で自立する人は確実に増えると思う。

これまでの救護施設が、行政から措置される人を待つだけという受け身の姿勢だったのも事実だ。もっと地域社会に出て、役割を

信する必要があると考えている。そのために、13年度に救護施設が今後行うべき事項をまとめた「生活困窮者支援の行動指針」を着実に推進したい。困窮者の緊急保護や、施設を退所した人の継続的な自立支援などの項目を定め、達成した施設割合の年次目標値も設けた。

私が理事長を務める法人の救護施設は、ひきこもりの若者への就労訓練を行っている。入所者や近隣住民とともに米や野菜を作り、感謝される体験を積み重ねることで、驚くほど生き方が変わっていく。



大西 豊美 さん

▼全国救護施設協議会長  
▼社会福祉法人みなと寮理事長

15年度からは全国の自治体に困窮者を対象にした相談窓口ができる。救護施設は自治体や社会福祉協議会などと連携し、地域の社会

◆生活困窮者自立支援法―今年4月から施行される。経済的に困窮して最低限度の生活を維持できないおそれのある人に対して、自立の促進を図る。自治体に困窮者の相談窓口の設置が義務化されるほか、自治体の任意事業としてケア付きの「中間的就労」や、家計相談、学習支援などを行う。各事業は、社会福祉協議会やNPO法人などに委託することもできる。